

◎ 第20回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(10月26日開催)までの大阪府の考え方

- 検討スケジュールの期限をどこに設定するか
→ 国の改正が令和3年3月なので、1年遅れの令和4年3月と目標設定
- コロナ禍のなか、商店街の中小店舗を対象に実証検査を行うことは厳しいと判断
- 実証検査にあたっては、当審議会委員から紹介いただき、対象箇所を決定
イオンモール大阪ドームシティ、J A北河内二島支店

◎ 第20回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(10月26日開催)の意見から抜粋

<調査の方法や当事者意見の反映について>

- イオン等の調査結果を根拠としているが、調査が優良店に限られており、回数も少ない。
- 生活に密着する施設だけに、多くの障がい者団体に参加して頂いて、業種や規模等を踏まえた調査をきめ細かくして頂きたい。
- 金融機関については、ゆうちょ銀行やその他銀行も調査するのが望ましいのではないか。
- また、内容によっては、当事者対象のアンケート調査などの手法を取り入れるなど、できるだけ、当事者の意見を反映できるようにして頂きたい。



◎ 部会での意見を受けての大阪府の考え方

- ご指摘を踏まえ、実証検査の回数を増やし、多くの障がい者団体に参加して頂けるよう、生活に密着する施設への実証検査を行う。
金融機関については、ゆうちょ銀行やその他の銀行についても行う。
- 検討スケジュールについては、1年先送りする。R 5年3月に変更。

○今後のスケジュール変更案について

- 1 国の「重度の障害」「小規模店舗のバリアフリー化」に係る建築設計標準の改正（令和3年3月）を踏まえ、大阪府福祉のまちづくりガイドラインを改訂 → （令和5年3月）
- 2 災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方について、審議（東日本大震災において、高齢者・障がい者等が情報、経路、施設等の整備状況により避難に支障があったことに鑑み、平成25年3月に国において、学識経験者及び当事者等の参画を得て、抽出・整理を行いまとめたものをベースに議論）

